

新型コロナウイルス感染防止マニュアル Ver.2

(令和2年10月1日現在)

1 目的等

本マニュアルは、伊達市立伊達小学校における教育活動・運営を遂行する上で、新型コロナウイルス感染症に対する必要な感染防止策や事案発生時の初動措置等を行い、安心・安全な教育環境の確保を目的とする。

2 通常時における措置

(1) 日常時

- ・ 新型コロナウイルス感染対策会議を設置し、対応に備える。
- ・ 児童及び教職員に対し、感染対策に関する教育や啓発を日常から実施
- ・ 健康観察カードによる検温記録をチェックし、健康状態の把握に努める。
- ・ 消毒液での手指消毒は「登校時」「給食前」に行い、他は活動毎に石鹸での手洗いを実施
- ・ うがいは、飛沫防止のため当面の間実施しない。
- ・ 次の通り、1日1回職員による消毒除菌（家庭用洗剤または次亜塩素酸による）を行う。

	担当	消毒箇所
教室内	担任	ドア取っ手、照明スイッチ等
教室外	担任外 職員	トイレ、水飲み場、階段手すり、特別教室の児童が触れる部分

※「学校の新しい生活様式」ver.4により、特別な消毒箇所を修正

(2) 登校前

- ・ 児童及び教職員は、各家庭において毎日の検温及び体調の確認を行う。
- ・ 児童は、「健康観察シート」に検温記録等を記入し、毎朝担任に提示する。
- ・ 保護者は、児童に発熱等の風邪症状が認められた場合は、登校させず、その旨を学校に連絡する。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止措置)

(3) 登校時

- ・ 常時マスクを着用することを原則としますが、熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合や、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外すこととする。
- ・ マスク着用時でも、児童同士の身体的距離の確保に努めるよう留意する。
- ・ 校内に入校する際、家庭での検温忘れや記録不備、または体調不良の児童については、職員室で必ず検温を行う。その際、発熱が疑われたり、風邪症状が認められたりする場合は、保護者に通知し帰宅することを原則とする。
- ・ 入校時は、必ずアルコール消毒を行う。(アルコールアレルギーがある児童については、入校後必ず手を洗ってから教室へ向かう。)

(4) 授業時

- ・ マスクを着用して学習する。
- ・ 体育等、運動活動時におけるマスクの着用は不要とするが、児童間の距離の確保には十分留意する。
- ・ 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度窓を全開）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。換気扇がある教室については、常時運転するようにする。
- ・ 児童間の身体的距離の確保に留意し、教室間の不必要な移動は避ける。
- ・ 教職員は児童の健康状態に留意し、体調の変化等がみられた場合は、管理職及び養護教諭に報告し、症状発生時における措置を実施する。

(5) 下校時

- ・ 常時マスクを着用することを原則としますが、熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合や、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外すこととする。
- ・ マスク着用時でも、児童同士の身体的距離の確保に努めるよう留意する。
- ・ 帰宅後に、手洗いを必ず行う。

3 相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染防止対策に係る相談窓口は、教頭または養護教諭とする。

4 事案発生時の対応

(1) 感染者発生時の対応順序の基本

順序	項目	対応内容
1	報告	感染者の発生を認めた → 直ちに市教委へ報告 学校施設閉鎖等、市教委の指示を基に決定
2	学校運営	全ての児童及び教職員に対する対応を指導・連絡 臨時休業等の判断は、設置者の指示に従う
3	接触者管理	校内で体調不良者が出た場合は、保護者迎えを原則として帰宅 保護者迎えまでは、保健室以外の別室で待機などの配慮 接触者把握
4	児童出欠管理 教職員サービス管理	児童：学校保健安全法第19条に従い、出席停止措置等の判断 職員：各種通知に基づいた対応
5	消毒・衛生管理	市教育委員会、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒 施設の使用中止等を市教委と協議のうえ決定
6	学事管理	児童の出欠管理、休業の場合の学習保障策等を調整
7	休業時	(生活指導) 家庭での過ごし方に関する指導、困ったときの連絡先 (学習指導) 学習の保障に関する連絡 (マチコミメール)
8	広報	非常時は、マチコミメールを基本に連絡

(2) 事案別対応マニュアル

番号	状況	対応
1	<p>児童がコロナウイルスに感染</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けたら、<u>発症日、判明日、検査日、現在の症状、最終登校日、所管保健所、保健所からの指示、入院施設名に関する情報を把握</u> 2 <u>兄弟関係の在籍校確認→連絡</u> 3 市教委 82-3298 (休日の場合は参与または部長へ電話報告) 4 <u>「学校等における新型コロナウイルス感染症に係る発生報告(速報)」を作成し市教委へ提出</u> 5 市教委に確認後、児童(放送による臨時全校集会か担任を通じた指導)、保護者(マチコミ or 文書)、地域(学校運営協議会)へ連絡 6 児童の経過を把握し、状況変化があれば市教委へ連絡 7 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝え判断 状況によっては、一部休業(学年単位)または全面休業措置もあり得る 8 念入りな消毒を実施
2	<p>同居家族が コロナウイルス に感染 (児童が濃厚接触者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けたら、<u>同居家族の発症日、本人検査実施の有無および検査日、児童の現在の症状、最終登校日、所管保健所、保健所からの指示等を把握</u> 2 <u>兄弟関係の在籍校確認→連絡</u> 3 市教委 82-3298 (休日の場合は参与または部長へ電話報告) 4 <u>「学校等における新型コロナウイルス感染症に係る発生報告(速報)」を作成し市教委へ提出</u> 5 児童には登校を控え(出席停止扱)させ、健康観察を依頼 6 児童は自宅待機し、PCR検査となる <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性→番号1 ・ 陰性→自宅待機、注意深い健康観察を行う。 7 児童の症状の変化やそれまでの登校状況、検査結果について家庭に許可を取ったうえで市教委に連絡し、児童と保護者に対して家庭での注意深い健康観察を依頼 8 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝え判断
3	<p>同居家族が 濃厚接触者の疑い (家族が検査対象者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けたら、検査の予定、児童の現在の症状、最終登校日、所管保健所、保健所からの指示等を把握 2 兄弟関係の在籍校確認→連絡 3 市教委 82-3298 (休日の場合は参与または部長)へ電話報告 4 <u>「学校等における新型コロナウイルス感染症に係る発生報告(速報)」を作成し市教委へ提出</u> 5 児童には登校を控え(出席停止扱)および外出も控えさせ、健康観察を依頼 6 家族の検査結果に応じて対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性→番号2 ・ 陰性→保健所の指示を市教委へ伝え判断 7 健康観察のうえ、問題なければ登校の可能性

4	同居家族の職場で コロナウイルスが 発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けたら、同居家族の対応を確認 2 兄弟関係の在籍校確認→連絡 3 市教委へ報告 4 保護者の意向に沿うが、選択肢の一つとして児童を自宅待機とできる(出席停止扱)ことも伝え、不安や心配に寄り添った対応をしていく 5 登校→注意深く健康観察し、何かあれば早退指示 6 市教委へ連絡 7 自宅待機→連絡して家族や本人の状況を把握
5	校内に出入りする 人が感染 (給食運搬、郵便 配達、来校者など)	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けたら、当該者への保健所の指示を確認 2 市教委へ報告 3 児童・教職員の濃厚接触の可能性について確認 4 学校来校者の感染について、児童(放送集会または学級指導)、保護者(マチコミ or 文書)へ連絡し、健康観察を依頼
6	職員が感染	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けたら、発症日、判明日、検査実施の有無および検査日、現在の症状、最終出勤日、所管保健所、保健所からの指示、入院施設名に関する情報を把握 2 市教委 82-3298(休日の場合は参与または部長)へ電話報告 3 市教委に確認後、児童(放送集会または学級指導)、保護者(マチコミ or 文書)、学校運営協議会へ連絡 4 教職員の経過を把握し、状況変化があれば市教委へ連絡 5 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝え判断 6 児童ならびに教職員が濃厚接触者として特定された場合は自宅待機または必要に応じてPCR検査 →濃厚接触者として特定されなかった場合は外出を控え、注意深い健康観察 →状況によっては、一部休業(学年単位)または全面休業措置 7 念入りな消毒を実施
7	職員が濃厚接触者	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けたら、感染者の発症日、本人の現在の症状、検査予定や結果、最終勤務日、所管保健所、保健所からの指示等を把握 2 市教委 82-3298(休日の場合は参与または部長)へ電話報告 3 職員に許可を取り、児童と保護者に対して家庭での注意深い健康観察を依頼 4 職員には出勤を控えさせ、検査を受ける 5 陽性→番号7 陰性→自宅待機し感染者等との最終接触からある程度の期間健康観察を行い、保健所に確認して許可が出れば出勤可能となる 6 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝え判断 7 状況に応じて念入りな消毒を実施 8 保護者等への連絡は市教委の指示に基づき判断

8	職員の同居家族が濃厚接触者の疑い (家族が検査対象者)	1 連絡を受けたら、検査の予定、職員の現在の症状、最終出勤日、所管保健所、保健所からの指示等を把握 2 市教委 82-3298（休日の場合は参与または部長）へ電話報告 3 職員には出勤を控えさせ、自宅待機し健康観察を依頼 4 家族の検査結果に応じて対応 陽性→番号2 陰性→保健所の指示を市教委へ伝え判断 健康観察のうえ、問題なければ出勤の可能性
---	--------------------------------	---

(関係通知等)

- 令和2年2月19日付け通知「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」
- 令和2年2月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に関する取扱い等について」
- 令和2年4月1日付け通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」
- 令和2年4月3日付け通知「学校再開後の「心のケア」に関する留意事項について」
- 令和2年4月6日付け通知「学校の再開後の分散登校の実施について」
- 令和2年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取扱い等について」
- 令和2年6月10日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16 Ver.2）
- 令和2年6月17日付け通知「新型コロナウイルス感染症の発生並びに出席停止に係る報告について」
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）
- 令和2年8月6日付け通知「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について」